

平成 25 年度

大 正 大 学 大 学 院 学 術 研 究 助 成

成 果 報 告 書

大正大学大学院学術研究助成一覧

(個人研究)

<新規>

憲政党の党内構造分析

研究者 神 田 智 紀

研究課題	憲政党の党内構造分析
研究代表者	神田 智紀（大学院研究生）

1. 研究目的

明治時代の政党は自由党、立憲改進黨の両党がはじまりと言って過言ではない。両党は自由民権運動を契機に結党し、党名を変えつつもその系譜は日本の政党活動をリードしていった。ただ、自由民権運動、帝国議会開設などを経た段階で政党の存在意義は進化していったのではないだろうか。

初期の帝国議会は藩閥勢力が組織し、政党が対立するという構図だった。しかし、明治29年5月、第二次伊藤内閣に自由党の首領である板垣退助が内務大臣として入閣し、自由党は与党としての役割を果たすことになる。また同年9月に発足した第二次松方内閣では進歩党（立憲改進黨系）が政権に協力するなど、政党のあり方も変化することになる。そして明治三十一年には、自由党と進歩党が合併し、憲政党を結党する。そのまま大隈重信が内閣総理大臣に、板垣退助が内務大臣に就任し、憲政史上初の政党内閣である第一次大隈内閣（隈板内閣）が誕生する。

しかし、憲政党内では旧自由党系と進歩党系の対立が深刻化し、明治三十二年に憲政党は分裂する。旧自由党系は新たに憲政党、旧進歩党系は憲政本党を結党し、再び両党は対立の道を歩むことになった。憲政党は隈板内閣の後継内閣である第二次山県内閣との提携を選択し、政権を援護した。

このように政党の変遷をふりかえると、その役割や存在意義は徐々に変化の過程を経ていったといえる。そして政党を支えるのが藩閥である。しかしながら、藩閥という概念は極めて曖昧だということを確認しておきたい。憲政党には地方団という各地方の党員をまとめる団体が存在した。自由党時代には東北地方、関東地方、北信地方、関西地方、九州地方の各地方団が存在

し、伊藤之雄氏がその形成過程を明らかにした。伊藤之雄氏は「地方団は府県レベルを超えた各地域の集まりで自由党の党則で決められた公的組織ではない」と指摘している¹⁾。

自由党に比べ、憲政党の地方団についての構造の研究については、いまだ手薄の状況であるといえる。憲政党の地方団を研究することで、憲政党の党内構造を明らかにすることができ、どのように政党が変貌を遂げていったのかを明らかにすることができる。本研究では、憲政党の地方団の特質を検証することを第一義とする。それを明らかにする過程で星亨が憲政党内における権力基盤の構造過程を明らかにしていきたい。

2. 研究方法

憲政党の機関紙である『憲政党党報』などを分析し、地方団の動向などをおさえる。自由党時代の地方団と憲政党の地方団を比較し、地方団がどのように発展していったのかを検討したい。

以上の研究成果を踏まえて「憲政党の地方団の性格を位置づけ」「地方団、派閥の概念規定」を行いたい。

3. 研究成果と公表

(1) 憲政党結党時の党内人事の特色について

次に憲政党結党時の党内人事について考察したい。憲政党の衆議院議員は全体で 118 名である。各議員の選出選挙区から各地方団ベースで振り分けると次のような結果となった。

東北（8 名）、関東（29 名）、北信（17 名）、東海（10 名）、近畿（19 名）、四国（10 名）、中国（11 名）、九州（14 名）

結党当初の役員人事²⁾ は次のようにある。元衆議院議員には（元）、議員経験のない者は（非）と表示した。

総務委員……板垣退助（四国※総務委員待遇）片岡健吉（四国）、江原素六（東海）、星亨（関東）

幹事……龍野周一郎（北信）、利光鶴松（関東）、改野耕三（関西・元）
中島又五郎（関東・元）重野謙次郎（東北）

政務調査局

委員長……松田正久（九州）

内閣受持委員……若宮正音（非）

軍事部受持委員……江原素六、神藤才一（関東）、栗原亮一（東海）

外務部受持委員……竹越興三郎（非）、織田純一郎（非）、松本君平（非）

交通部受持委員……改野耕三（関西・元）、若宮正音（非）

農商二部受持委員……若宮正音（非）、井上甚太郎（非）藤金作（九州）

司法部受持委員……高須賀穰（四国）丸山嵯峨一郎（北信）

教育部受持委員……江原素六、竹越興三郎（非）

財務部受持委員……小手川豊次郎（非）、松本君平、櫻井駿（非）、栗原
亮一、伊藤徳太郎（関東・元）

総務委員は四国（2名）関東（1名）、東海（1名）。幹事には関東（2名）、東北（1名）、北信（1名）、関西（1名）。政務調査局委員長に九州から松田正久が就任した。この党内ポストの配分を派閥の観点から見るとバランスを取っていることが分かる。

政務調査局委員の構成をみると総数 17 名（のべ 22 名）、うち議員経験のない者が 8 名となっている。ただ議員経験のないものうち神才、松本、竹越、井上、櫻井らは後に衆議院議員となる。このように憲政党の党内の役職を経て国政へと進出する者もあり、政務調査局は人材育成の場としても活用された。

（2）憲政党内における地方団の位置付けについて

憲政党党則によると各府県に支部を設置することは明記されているが、地方団については特に規定はされていない。自由党時代も同様で、各府県の支部については地方団については党則に明記されていなかった。

明治三十二年十一月十五日の憲政党大会を前日に開かれた評議会と協議会を経て総務委員が選出されている。その経過について『憲政党党報』第二十四号に次のように記されている。

●大会記事

(中略) 大会に先だち評議員及び協議会の開会あり、よって先づ評議員会の景況より序せん

△評議員会

大会の前日則ち十四日午前九時より評議員会を開く、出席員二十八名にして大会の準備及提出議案に関し種々協議する處あり、左の件を決議せり

一、総務委員は党則に基づき四名を選挙する事

但し前大臣の総務委員待遇は自今廃止する事

二、総務委員の選挙は各団体より三名宛の選挙委員を設る事

三、評議員の選挙は総務委員に一任する事 (中略)

△協議会

評議員会を閉づるや直ちに協議会に移る、(中略) 各団体に於いて左の諸氏を総務委員に挙げたる旨報告を為し

関東	新井章吾	石坂昌孝	峯尾勝春
東海	栗原亮一	石井鼎森	東一郎
四国	山本幸彦	堀家虎造	重岡薫五郎
九州	田中賢道	多田作兵衛	富永隼太
北信	杉田定一	稲垣示	龍野周一郎
近畿	磯田和蔵	千田軍之助	兒島元雄
中国	石黒涵一郎	小島純一	西谷金蔵
東北	小倉 信近	佐藤琢治	寺井純司
北海	榊井傳	木村秀実	長鹽玄太郎

之にて一先づ休憩、右委員は別室に於いて総務委員の予選を行ひ、斯くて午後二時再び開会、多田作兵衛氏より総務委員予選の結果を報告す、予選当選者左の如し

星	亨	松田	正久
末松	謙澄	林	有 造

満場拍手を以て之を迎ふ (後略)

評議員会で行われる総務委員選挙については「各団体より三名宛の選挙委

員を設る事」と記されており、この各団体とは地方団を指している。協議会では関東、東海、四国、九州、北信、近畿、東北、北海の地方団の代表が総務委員の選挙委員に選出されている。総務委員選挙に地方団の代表が選出されたことは、憲政党内における地方団が公的機関であるということが認知されていたことを示している。

ただ、明治32年11月の党大会を前に地方団が憲政党の公的機関となっていたが、それ以前の曖昧な位置付けだった。党大会以前の地方団は党内でどのように認知されていたのだろうか。土佐派の大江卓は同年1月に発行された『憲政党党報』第四号に「政党組織改革意見書」を掲載する。大江はここで、当時の憲政党内について、地方団体の決議により意見集約が困難と指摘している。各地方によって異なる政治的欲求が発生することは珍しいことではない。ただ、各地方の決議などを総べてくみ取るとは中央部としては難しい対応を迫られていた。例えば、選挙法改正問題もその一つであり、自由党時代から各支部レベルで選挙方法などについて異なった決議が出されていた。

そうした各団体の主張の違いが党運営の矛盾を引き起こしていたことから大江について、地方団は党員の登簿、党費徴収、本部通達の事務を司るべきとし、その役割を簡素化することを提言する。しかしながら、大江が提言にあるような地方団の簡素化の実行は難しく、党内で地方団のあり方について議論された形跡は見られない。また、先に述べたように、総務委員選挙の選挙人を各地方団から選出したことから、その役割が明確化されるようになっていった。

(3) 獵官運動と派閥について

次に隈板内閣時代から山県内閣までの間に行われた獵官運動という側面から派閥のあり方について考察したい。隈板内閣時代には憲政黨員による獵官運動が行われた。明治32年3月28日、山県有朋内閣は、親任官を除く勅任官は文官高等試験の合格者の奏任官が就任すると定めた「文官任用令改正」を勅令により発布した。当時、山県内閣の提携相手だった憲政党は、文官任用令改正について直前まで知らされず、また政黨員の就官を阻害する内容で

あったため、同内閣に対する反発が強まっていた。憲政党は第13回帝国議会において、山県内閣の要求に応じ地租増徴案成立に尽力した経緯があったために、同内閣からの裏切りともいえる行為であった。

利光鶴松は隈板内閣時代の獵官の実態について「獵官運動ハ頗ル猛烈ヲ極メタリ。(中略) 実ニ浅マシキ活劇ヲ演出セリ」³⁾と述べている。

官吏ポストにおいて関東派が冷遇されていることから明治31年9月に、関東派として官吏任用令全廃を求めるとした決議が出された⁴⁾。さらに村野常右衛門は党本部との衝突の可能性を示唆している。隈板内閣時代からポスト要求については派閥ベースでの運動も展開されていた⁵⁾。

一方で関東派の領袖である星は市会議員として東京市に進出したことを契機に、自派の構成員を東京市の関連機関の役職に就かせるなどの地方レベルでの獵官を実現させた⁶⁾。

(4) まとめと今後の展望

- ①政務調査局においては議員経験のない者を登用し、これらの者が後に衆議院議員となるなど人材育成の側面を果たした。
- ②党則で各府県の支部設立は明記されているものの、地方団については党則に明記されていない。総務委員選挙には各地方団の代表者が投票権を保有することから、自由党時代の地方団は派閥としての繋がりのみであったが、憲政党時代になると、地方団は党内の公的機関の性格を有することとなった。
- ③また、星の権力基盤構築という点から考察した場合、憲政党となり各地方団が党内の公的機関という性格を有することとなったことで、各地方団とのパワーバランスが縮まりを見せるだけでなく、派閥（地方団）の領袖としての影響力を保持することになった。
- ④今回の研究を継続し博士論文提出につなげていく。特に総務委員、政務調査局などの実務面やその役割などについて研究が進んでおらず、この点を明らかにすることで憲政党だけでなく当時の政党意義を明らかにすることができる。尚、今回の公表方法は各学術誌に投稿することと付け加えておく。

註

- 1) 伊藤之雄著『立憲国家の確立と伊藤博文—内政と外交 1889～1898』(吉川弘文館、1999 年) 121～123 頁
- 2) 『憲政党党報』二号(明治 31 年 12 月 20 日)
- 3) 利光鶴松著『利光鶴松翁手記』(1979 年、大空社) 339～341 頁
- 4) 「鎌田訥郎宛村野常右衛門書簡」 明治 31 年 9 月 25 (日町田市立自由民権資料館著『武相自由民権史料集 三』<町田市教育委員会、2007 年> 29 頁)
- 5) 同前
- 6) 「鎌田訥郎宛森久保作蔵書簡」明治 33 年 8 月 8 日 町田市立自由民権資料館著『自由民権資料集 三』61 頁